		正確に10mlとする。その0.5mlを正確に採り、メチル―tert―ブチルエーテルで正確に10mlとする。更に、ここから１mlを正確に採りメチル―tert―ブチルエーテルで正確に１　試験溶液の調製によつて得た試験溶液の液量と同じ容量に定容したものをアニリン・１，４―フエニレンジアミン混合標準液とする。 ⑬　溶離液１ リン酸二水素カリウム0.68ｇを精製水に溶解し全量を1,000mlとした後に、測定対象物質の分析の妨害となる物質を含まないメタノール150mlを加えたものを溶離液１とする。 ⑭　溶離液２ 測定対象物質の分析の妨害となる物質を含まないメタノールを溶離液２とする。 ⑮　高純度ヘリウム 純度99.999％以上のものを用いる。

別表第一トリフエニル錫化合物の項を次のように改める。

トリフエニル錫化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワツクス くつ墨及びくつクリーム	左に掲げる家庭用品は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 １　試験溶液の調製 ⑴　抽出 ア　繊維製品の場合 身体と接触する繊維の部分を細かく切つたものを試料とし、その1.0ｇを50mlの遠沈管に正確に量り採り、サロゲート標準アセトン溶液100μl、アセトン15ml及び塩酸0.4mlを加え、５分間激しく振り混ぜる。その後、ヘキサン30mlを加えて30分間激しく振り混ぜた後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、繊維部分を採らないように上澄液を採取する。次に、残留物にアセトン・ヘキサン混液30mlを加えて、30分間激しく振り混ぜた後、ガラスろ過器で吸引ろ過し、ろ液を上澄液に合わせる。この溶液を、無水硫酸ナトリウムを用いて脱水した後、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約１mlまで濃縮する。濃縮液にヘキサンを加えて全量を約２mlとしたものを抽出液とする。 イ　繊維製品以外で水性のものの場合 試料1.0ｇを50mlの遠沈管に正確に量り採り、サロゲート標準アセトン溶液100μl、アセトン15ml及び塩酸0.4mlを加え、５分間激しく振り混ぜる。その後、ヘキサン30mlを加えて30分間激しく振り混ぜた後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、上澄液を採取する。次に、残留物にアセトン・ヘキサン混液30mlを加えて、30分間激しく振り混ぜた後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、上澄液を採取し、先ほどの上澄液に合わせる。この溶液を無水硫酸ナトリウムを用いて脱水した後、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約１mlまで濃縮する。濃縮液にヘキサンを加えて全量を約２mlとしたものを抽出液とする。 ウ　繊維製品以外で油性のものの場合 試料1.0ｇをあらかじめヘキサン20mlの入つている50mlの遠沈管に正確に量り採り、精製水20ml及び塩酸0.4mlを加える。次に、サロゲート標準ヘキサン溶液100μlを加えた後、30分間激しく振り混ぜる。その後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、ヘキサン層10mlを分取し無水硫酸ナトリウムを用いて脱水した後、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約５mlまで濃縮する。この溶液を、あらかじめヘキサン10mlで調製したシリカゲルミニカートリツジカラムに流し込み、ヘキサン30mlで洗浄する。次に、80％エタノール・ヘキサン溶液80mlで溶出し、溶出液をナス型フラスコ等に採る。この溶液を、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約１mlまで濃縮する。濃縮液をヘキサンで約２mlに定容したものを抽出液とする。 ⑵　誘導体化及び精製 ⑴　抽出によつて得た抽出液を遠沈管に移し、酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液５mlを加えた後、テトラエチルホウ酸ナトリウム溶液１mlを加えて10分間振とうしてエチル化体へと誘導体化する。次に、ヘキサン20mlを加えて30分間激しく振り混ぜた後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、上澄液を採取する。もう一度ヘキサン20mlを加えて、30分間激しく振り混ぜた後、１分間3,000回転で５分間遠心分離を行い、上澄液を採取し、先ほどの上澄液に合わせる。この溶液を、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約１mlまで濃縮する。濃縮液をヘキサンで約２mlに定容し、あらかじめヘキサン10mlで調製した合成ケイ酸マグネシウムミニカートリツジカラムに流し込み、流出液をナス型フラスコ等に採る。さらに、５％ジエチルエーテル・ヘキサン溶液６mlで溶出させ、溶出液を採取する。この溶出液を、ロータリーエバポレーターを用いて40℃以下で約１mlまで濃縮した後、ヘキサンを加えて全量を正確に５mlとしたものを試験溶液とする。 ２　試験 ガスクロマトグラフ質量分析計を用いる。トリフエニル錫エチル化体標準液及び試験溶液をそれぞれ１～２μl採り、次の操作条件で試験を行う。このとき、標準液の採取量と試験溶液の採取量は同量とする。試験溶液を測定し、得られたクロマトグラム上で、標準液のトリフエニル錫エチル化体のモニターイオンのピークと保持時間が一致するピークが存在する場合には、トリフエニル錫エチル化体に相当するピーク面積のトリフエニル錫重水素化物エチル化体のピーク面積に対する比（Rt）を求める。同時に、標準液において得られたクロマトグラム上でのトリフエニル錫エチル化体のピーク面積のトリフエニル錫重水素化物エチル化体のピーク面積に対する比（Rs）を求める。このとき、次式により計算する試料１ｇについてのトリフエニル錫化合物の量は、錫として1.0μg以下でなければならない。 試料１ｇについてのトリフエニル錫化合物の錫としての含有量（μg） $= F \times K \times \frac{1}{5} \times \frac{Rt}{Rs} \times \frac{1}{\text{試料採取量（g）}} \times V$